

報告事項 7

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会について

調査委員会の委員の委嘱，及び平成30年11月1日に開催された第1回委員会の概要について，以下のとおり報告する。

平成30年11月5日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

1 委員の委嘱について

(1) 委員名簿

鈴木 尉久	弁護士（間瀬・鈴木法律事務所）
友廣 隆宣	弁護士（神戸海都法律事務所）
中村 真	弁護士（方円法律事務所）
向井 大輔	弁護士（みなと神戸法律事務所）
若本 修一	弁護士（若本法律特許事務所）

(2) 任 期

平成30年11月1日から神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会設置規則第5条第1項に定める規則が効力を失う日まで

2 第1回委員会の概要について

(1) 日 時

平成30年11月1日（木）13時30分から14時まで

(2) 場 所

神戸市役所4号館1階 本部員会議室

(3) 会議の内容

- ・互選による委員長及び副委員長の選任を行い，鈴木委員が委員長に，友廣委

員が副委員長に，それぞれ就任した。

- ・事務局から担当事務等の説明を聴取した。
- ・委員会傍聴要綱を制定した。
- ・委員全員の議決により非公開としたうえで，今後の委員会の進め方について協議した。

(4) 委員会終了後のブリーフィング

(鈴木委員長から報道機関に対する説明及び回答の内容)

- ・第2回委員会については，12月6日(木)13時30分から開催する予定であり，必要に応じて進捗状況等について中間報告を行う。
- ・市会において平成29年度決算が議決されていないことから，平成29年度分の調査を優先して行う。
- ・年内を目途に報告を求められているが，適正な労使関係の構築のためにも，拙速に調査を進めることなく，真相究明の徹底を優先する。